

『中央学術研究所紀要』第50号抜刷
令和3年11月15日発行

文部省に勤務した広安孝夫
—日本聖公会の伝道師辞職と立正佼成会—

大 澤 広 嗣

文部省に勤務した広安孝夫

—日本聖公会の伝道師辞職と立正佼成会—

大澤 広嗣

1. 神を信じた役人
2. 課題を明らかにする手掛かり
3. 広安孝夫の略歴
4. 日本聖公会の日本基督教団への合同問題
5. 国会における立正佼成会問題
6. おわりに

1. 神を信じた役人

1945（昭和20）年の敗戦からしばらく経過した、焦土と化した東京。ある人物が、目白近くの関口台に立っていた。この地には、カトリックの東京大司教区の中心をなす司教座聖堂があったが、米軍機の爆撃により崩れ落ちていた。

彼は、文部省大臣官房宗務課（現・文化庁宗務課）に勤め、宗教法人の行政事務に携わっていた。訪問は、戦災の被害を受けた各地の教会を調査するためであった¹。そして尋ねた。「この教会はいつ復興なさるおつもりですか」。時の大司教である土井辰雄^{といたつお}は、全てを達観したように静かに言った。「日本国中の戦災家屋が全部復興したのちに、はじめて着工したいと思います。さしあたり、礼拝のための青天井がありますから」と。彼は「高潔な師なるかな」と心に刻む。土井の崇高な思いを深く理解していた。

その人物は、^{ひろやすたか お}広安孝夫（1910～1959）といった。かつて広安は、イングランド国教会をルーツとする日本聖公会にて、聖職者を支える伝道師であった。戦中、宗教団体の保護と監督を行う文部省の介入により、聖公会の日本基督教団への加入が強く指導されると、聖公会の内部では合同派と非合同派で大きく分裂した。合同に至らず日本聖公会の組織が解消されると、広安は伝道師の地位を去った。そして戦争末期には、驚くべきや聖公会の分断の原因を作った文部省に勤めることになったのである。これは聖公会への裏切りではない。彼なりの信仰態度で、行政の内部から聖公会を変えようとしていた、と筆者は思えてならない。

敗戦後も伝道師には戻らず、引き続き文部省に勤務した。宗教界から官界への転身

は、あらぬ誤解を受けた。仏教系の宗教団体である立正佼成会（当時・立正交成会）は、布教活動による教勢拡大により、あるメディアと国会議員から偏向に基づく糾弾を受けていた。佼成会の会長が、国会の審議で参考人として招致となる事態に至る。参考人出席で熱心に動いたのは、日本社会党（現・社会民主党）所属の一議員であるが、実は日本聖公会の運営にも深く関与した信徒でもあった。その議員は、国会の場で、文部省の職員である広安が、立正佼成会と通じているとして根拠のない批判を展開した。その議員にとって、かつて戦中に文部省からの圧力のため日本聖公会に分裂を招き、聖公会伝道師から役人に転じた広安は、事も有ろうか神への「背信」に見えたのだ。それは全くの誤認であった。

このように広安は、近現代日本の宗教史に残る事件を垣間で見えた当事者であった。広安の個人史を同時代的に重ねて見ていくのが、本論の課題である。

2. 課題を明らかにする手掛かり

(1) 先行研究

本論では、1940年代から1950年代にかけての政教関係をめぐる二つの重要な事案を扱う。第1に、宗教団体法下で、文部省の指導によりキリスト教のプロテスタント各派は日本基督教団へ合同することになったが、この対応をめぐる日本聖公会の内部分裂についてである。第2に、東京杉並にある立正佼成会の本部での土地問題に端を発し、『読売新聞』が批判記事のキャンペーンを展開して、後には国会で佼成会幹部などの参考人招致に至った「読売事件」についてである。議論の前提として先行研究を述べる。

第1について、戦中の聖公会の合同問題は、いずれも聖公会関係者である松平惟太郎、塚田理、浦地洪一の著述に触れられている²。聖公会史に詳しい大江満による一連の研究は、問題を詳細にした³。文部省宗教局に勤務した社会学者森東吾の証言とそれに対する大江真道のコメントは参考になる⁴。本論はこれらの研究を参考にしているが、当時の広安は、聖公会の執行部におらず、現場の教会で伝道師を務めていたゆえ、当然ながら先行研究には名前が出てこない。筆者は、広安の存在を加えることで、先行研究に厚みを加えたい。

第2について、社会学の立場から「宗教弾圧」と論じた森岡清美の研究がある。森岡は「『読売事件』の原因は立正佼成会が稀にみる急成長を遂げたことに世間の人々が妬みと猜疑の念を持ったことである⁵」と論じる。社会の側が作り出した教団への歪んだ批判像が起因したことを示唆するものである。本論で筆者は、国会において立正佼成会への批判が長期化した一因に、聖公会の伝道師を辞めて文部省にいた広安に対する、聖公会信徒であった国会議員による個人批判があったことを指摘する。

(2) 文部省の宗務行政

本論で、広安について理解するため、宗教制度に関する法令、組織、職制の変遷について確認しておく。

① 法令の変遷

近現代日本の宗教団体に関する統一的な法令は三つある。

第1に、1939（昭和14）年に公布された「宗教団体法」（昭和14年4月8日法律第77号）は、認可主義による行政の裁量権で宗教団体の認可が決まる法律であった。日本聖公会が、同法に基づく設立申請を行っても文部省は受理せず認可が下りなかったのは行政の判断であり、文部省は日本基督教団への合同を誘導したからである。最終的に、同法に基づき教派・宗派・教団は、教派神道13派、仏教28宗派、キリスト教2派に統合された。敗戦後の1945年10月、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）は日本政府に覚書「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」（通称・人権指令）を発して、宗教団体法と治安維持法等が廃止されることになった。

第2に、それに代わり同年に制定された「宗教法人令」（昭和20年12月28日勅令第719号）は、ポツダム緊急勅令により制定された、準則主義による法令であった。行政に届け出を行い、会社の設立と同じように登記を行うだけで、宗教法人が設立できたのである。そのため既成の宗教団体からの独立や新宗教の誕生が相次いだ。中には本来の宗教目的から逸脱して脱税などの不当な目的で法人を設立する者がいた。

第3には、これを改善すべく1951年に制定された「宗教法人法」（昭和26年4月3日法律第126号）は、認証主義による現行の法律である。宗教法人から規則の申請に際して、法律の要件に合致するかの確認を行って認証するもので、行政の裁量権はない。このように認証とは、許可や認可とは異なるものである。

② 組織の変遷

内務省から宗務行政が移管された1913（大正2）年6月に、文部省で宗教局が設置された。戦時下の行政機関の簡素化のため、1942年11月には文部省教化局宗教課に格下げとなった。1943年11月には文部省教学局宗教課となり、広安は翌1944年に着任している。同課の所掌事務は、次のとおりである。

- 一 宗教団体及宗教結社ニ関スルコト／二 教師、僧侶及布教者ニ関スルコト／三 宗教制度及宗教文化ノ調査研究ニ関スルコト／四 教化活動ノ振興ニ関スルコト／五 宗教ニ関スル団体ニ関スルコト／六 宗教ニ関スル法人ニ関スルコト／七 其ノ他宗教ニ関スルコト⁶

敗戦後は、1945年10月に文部省社会教育局宗務課、1946年3月に文部省大臣官房宗

務課となる。さらに1952年8月に文部省調査局宗務課となり、在職中に広安は物故する。調査局宗務課の所掌事務は、次のとおりである。

- 一 宗教に関する情報資料の収集及び提供に関すること。／二 宗教団体との連絡に関すること。／三 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に関する事務を処理すること。／四 宗教法人審議会に関すること⁷。

このように戦中と戦後の宗務行政は、全く異なる。戦中は、宗教団体への指導監督の権限があったが、戦後は政教分離の観点から行政の宗教団体への関与は法人手続き事務など必要最小限になっている。現在は、文部科学省の外局である文化庁のなかに宗務課として設置されている。

なお戦前の公務員制度（官吏制度）は、「天皇の官吏」であったが、戦後の公務員制度は、「国民全体の奉仕者」とする仕組みに転換された。広安は、1944年6月6日に文部省の「嘱託」となり、11月21日に「文部属」（文部省に勤務する「属」の意味）となる。嘱託は官吏ではなく省庁に雇用された職員であり、属は判任官待遇の下級官吏であった。戦後は「文部事務官」を経て、1959年までの15年間を宗務行政に従事した。

③ 職員の陣容

広安が着任する直前の1944年3月における文部省教学局宗教課の職員は、次のとおりである。参照した名簿には、氏名と共に、「位階令」（大正15年勅令第325号）に基づき官職者に与えられた位階の記載があるので、当時の秩序だった職制を知るための事項として、合わせて掲載する。

教学局（局長）従四位勲三等 近藤寿治

宗務課（課長）書記官・正五位勲六等 吉田孝一、（理事官）従六位勲六等 川村精治、（宗務官）正六位 相原一郎介、正六位 井上恵行、（属）井津鳴海、栗田源助、林春夫、池田松郎〈応召中〉、青木覚男、（宗務官補）深川恒喜、磯貝正義、（嘱託）合田亀太郎、大河内秀夫〈応召中〉、大関幸吉、河和田唯賢、高倉回天、大川鳳寿、大沢盛光〈警視庁特高第二課〉、（雇）片岡利正〈応召中〉、鈴木富美子、斎藤初子⁸

宗教局時代は宗務課と保存課が設置されて、後者では文化財保護行政を所管していたが、課の格下げにより分離した。宗教局宗務課と比較すると、教学局宗教課の人員は削減されていた。専門的な学者が、宗教団体の教義が国体に反していないか調査を行った宗務官及び宗務官補は引き続き置かれたが、戦後以降は職名（専門員、専門職員を経て、現在は専門職）と役割を変えて存続している。

終戦直後の宗務課に勤務した長谷恭男は、父の長谷外余男（熱田神宮宮司、戦後の

神社本庁設立に関与)の紹介で、同課に勤務することになったと述懐する。

当時の宗務課は文部大臣直轄の大臣官房で、文部省の玄関を入れて一階の反対側、変形五角形の一辺、全部を占める大きい部屋であった。……課長〔福田繁〕以下……その人員は数十名という大所帯。……職員を紹介されてその顔触れに驚いた。神道担当の加茂真杜氏はあの国学の先駆者加茂真淵の子孫、仏教担当、河和田唯賢氏は親鸞上人の弟子、河和田唯円の子孫—いずれも東大出身—が事務官と聞いて仰天。その別室には神仏基の専門学者として、曹洞宗の渡辺樸雄、宗教法の権威、〔天台宗〕井上恵行、神道学の梅田義彦ら、一流の学者四人が大きい木の事務机に鎮座して居られたのである。私は宗教研究所か歴史博物館に来たような気がした⁹。

広安が在職していた1958年11月における文部省調査局宗教課の職員は次のとおりである。広安は、1956年10月当時は調査係長であったが、この頃は専門員であった。

調査局 (局長) 北岡健二

宗務課 (課長) 近藤春文、(課長補佐) 河和田唯賢、高岡久勝、(専門職) 井上恵行、宮川正直、(専門員) 梅田義彦、広安孝夫、(総務係長) 深谷巧、(調査係長) 内藤次郎、(認証係長) 大村潤之助、(法規係長) 森重秀哉、(係員) 森高勉、春原三吉位、(事務員) 田中フヂ子¹⁰

敗戦からしばらくの文部省宗務課は、宗教法人に関する制度定着を図るべく、業務を行っていた。内務省外局の神祇院の廃止により、神社行政関係の職員も転籍していた。先に紹介した長谷の回顧では、広安の名前は触れられていないが、「神仏基の専門学者」の一人にいたのである。



図1 文部省調査局宗務課にて。後列左から1人目が河和田唯賢、後列右から2人目が広安孝夫。前列左から渡辺樸雄、課長の篠原義雄、調査局長の久保田藤磨。1952年又は1953年撮影(広安家遺族提供)

なお前身の文部省宗教局時代には、日本聖公会の信者である植田謙太郎が嘱託として長らく勤務していたが、1938年に物故しているのも、広安との関わりはないと思われる¹¹。

(3) 主な登場人物

本論での議論の整理のため、関係する人物について概要を述べる。日本聖公会では、原始キリスト教の使徒時代からの三聖職位を継承しており、広安が伝道師として在職当時は、「監督」、「長老」、「執事」と呼んだ。現在は「主教」、「司祭」、「執事」であるが、本論では現称に統一した。聖公会で聖職者といった場合には、この三つの職位だけでなく、聖職候補生と伝道師は教会で奉仕するが聖職者と区別されている¹²。

① 広安孝夫（1910～1959） 聖公会伝道師、合同派→文部省職員
次節を参照のこと。

② 横田金熊（1875～1949） 聖公会聖職者（司祭）、合同派¹³

広安が、聖公会の信徒として、洗礼した時の司祭である。1925(大正14)年から1936(昭和11)年まで、広島県福山市の日本聖公会福山基督教会(現・福山諸聖徒教会)の司祭を務めた。1938年から1949年まで徳島県板野郡撫養町(現・鳴門市)の撫養聖保羅教会(現・鳴門聖パウロ教会)の司祭となる。同教会は、1944年に日本基督教団



図2 福山基督教会にて。後列左から2人目が広安孝夫、3人目が司祭の横田金熊。1930年代の撮影(日本聖公会神戸教区福山諸聖徒教会提供)

鳴門教会となったが、戦後に日本聖公会へ復帰した。福山基督教会と撫養基督教会は、神戸地方部(1941年4月から神戸教区)に所属した。

③ 福島国五郎(1888～1985) 聖公会聖職者(司祭)、合同派¹⁴

洗礼名は、ステパノ。広安と同じ広島県福山市の出身。生家と関係がある真言宗寺院で小僧修行をするが3か月で戻り、為替会社で丁稚奉公をしていた最中に、日本聖公会福山基督教会を知り洗礼を受ける。鳥取県鳥取市の上道基督教会(現・境復活教会)を経て、東京池袋の聖公会神学院の管理牧師となる。1932年から1968年まで、東京の神田基督教会(現・神田キリスト教会)の司祭を長きに勤める。広安が、米子基

督教会の伝道師を辞職後、上京して神田基督教会の信徒となった際に受け入れる。宗教界から官界に転身した広安の良き理解者であった。戦中は、日本基督教団神田末広教会となる。

なお福山出身の経済学者森戸辰男は、福島の親友にして、福山基督教会の信徒である。後に森戸は福島がいた神田基督教会へ転籍した。森戸は、東京帝国大学助教授の在任中に筆禍事件で辞職して、戦後は、片山内閣と芦田内閣にて文部大臣を務めた。

④ 八代^{ひんすけ}斌助（1900～1970） 聖公会聖職者（司祭）、非合同派¹⁵

洗礼名は、ミカエル。日本聖公会神戸教区の主教シンプソン（Basil Simpson）が病氣治療に専念することとなり、1940年に教区の補佐主教、1942年に主教となった。宗教団体法の施行時は、日本聖公会の日本基督教団への合同を反対した。聖公会の組織解消に際して、神戸教区に属した米子基督教会伝道師の広安は、教区トップである八代に対して、辞職願を送付した。戦後は、日本聖公会の再建に尽力して、1950年に総裁主教、1968年に初代の首座主教となった。聖路加国際病院理事長や国際基督教大学理事も務めた。

⑤ 猪俣浩三（1894～1993） 聖公会信徒、非合同派¹⁶

新潟県の教員であったが、法曹職を目指して上京。昼は教師をして夜は日本大学に通う。弁護士となり、労働者や貧農、下層市民の地位向上を目指す無産運動に務めた。1947年に衆議院議員となり、結党に参加した日本社会党に所属する（当選8回）。苦学生時代の病気を機に、自宅近くの日本聖公会東京教区のインマヌエル教会に入信（麹町に所在。後に青山の東京聖三一教会が吸収合併、世田谷代沢へ移転）。戦中に、日本聖公会が組織解消となり、財団法人日本聖公会東京教区維持財団の法人格を解散する際に、猪俣は清算人に指名された。1956年に国会の衆議院法務委員会で立正佼成会を激しく追及した中心人物である。

⑥ 坂下^{たくみ}内匠（1903～1990） 聖公会聖職者（司祭）¹⁷

洗礼名は、ヨハネ。福井県の熱心な仏教徒の家生まれる。福岡神学校卒業。松江基督教会伝道師、東京シオン教会（現・渋谷聖公会聖ミカエル教会）牧師等を経て、大連聖公会教会。戦後は東京麹町のインマヌエル教会の牧師になるが、空襲で会堂は全焼して給料が出ないため、ベアリング会社に勤務しながら宗教活動を行い「労働司祭」と呼ばれた。猪俣浩三による立正佼成会の追及問題に巻き込まれ、1956年に国会で参考人として広安孝夫に関する証言を行う。

3. 広安孝夫の略歴

(1) 青年期まで

広安孝夫は、1910（明治43）年4月17日、広島県沼隈郡郷分村（現・福山市）にて、父助一郎の三男として生まれる¹⁸。生家の菩提寺は、近隣の浄土宗萬念寺であった。

1923（大正12）年に、広島県立福山中学校（現・広島県立福山誠之館高等学校）へ入学した。結核のため2年間の休学を経て、1930年に同校を卒業した。

青年期に兄広安謙一の影響を受けてキリスト教を知る。兄は、札幌農学校のクラーク（William Smith Clark）博士の遺風を慕って、北海道帝国大学医学部に学び、後に旭川で開業医となった人物である。

広安は、1932（昭和7）年3月25日に、地元の福山基督教会の司祭である横田金熊のもとで洗礼を受けた。洗礼時の立会人である教父母は、横田夫妻であった。同年9月25日には、同じく福山基督教会にて、神戸地方部主教シンプソンにより、堅信式で信徒按手を受けたのである。兄謙一と共に、クリスチャンになったため、実家との関係は良くはなかったとされる。そうした障壁を乗り越えて、広安はキリスト教の信仰を深める。

1934年4月に立教大学の予科に入学して、続いて1937年4月から、立教大学文学部宗教学科に学んだ。この頃は制度として、聖公会神学院と二重学籍であった¹⁹。英国教会伝道協会（Church Missionary Society, CMS）の支援により勉学に励み、神学者の菅円吉から指導を受けた。菅を通じて、神学者バルト（Karl Barth）の弁証法的神学を知る。1940年3月に立教大学を卒業した。

(2) 日本聖公会の伝道師となる

広安は、宗教者の道を歩み始める。1940（昭和15）年4月に神戸地方部（1941年4月から神戸教区）の米子基督教会に伝道師として着任した。この頃にはキリスト教系学校に所属する神学者が参加した神学研究会の雑誌に論文を投稿して²⁰、後の文部省の在勤時代には複数のキリスト教関係の著述や翻訳を手掛けていたことを考えると、実践よりも学問に関心があったと思われる。将来は神学者となるにしても、信仰の現場である教会を見ておきたいと考えていたのかもしれない。

しかし時代は日中戦争下で、政府は社会のあらゆる分野で統制を進めた。その一環で、宗教団体法が公布され、1940年から施行となった。広安は、同年9月29日に八代斌助の神戸教区補佐監督の聖別式に、伝道師として参加した。41年4月10日に、教籍簿を福山基督教会から米子基督教会に移すが、42年3月19日に同基督教会伝道師を辞職する。そして、同年3月31日に日本聖公会は組織を解消した。各個教会は単立教会となり、一部の教会は日本基督教団へ合同した。広安が所属した米子基督教会は、1944

年に日本基督教団米子西町教会となっている²¹。なお、この間の1941年に、広安は伝道師のまま応召している²²。

(3) 内務省の都市研究会に就職する

伝道師を辞めた広安は、1942（昭和17）年3月に、福山市立実科高等女学校教師となる。同月に伝道師を辞任しているので、教師に任命された書類上の日付であり、実際の赴任は4月以降であろう²³。

しかし教員生活は短く、翌年に上京した。1943年8月には内務省内に設置された都市研究会の本部事務局に就職したからである。同会は、1917（大正6）年10月に発足した組織で、初代会長は内務大臣の後藤新平であった。以降に歴代の会長は同大臣が務めた。

内務省は、日本本土の内政を所掌した強大な省庁であり、同会は内務大臣の諮問に応じて、政策立案に資する都市及び国土の計画に関する調査研究を行っていた。広安が入局した当時の同会規則から目的と事業を見る。

目的は「都市及国土ノ経営ニ関スル諸般ノ事項ヲ調査研究シ都市ノ改良発達ヲ促シ以テ公共ノ福利ヲ増進シ国家ノ進運ヲ扶翼スルト共ニ都市関係者ノ連絡ヲ図ル」²⁴ことであった。この時期の主な事業は、①都市計画・地方計画・国土計画に関する調査研究、②新興都市建設と重要都市防空に関する調査研究、③都市経営に関する調査研究、④都市計画施設に関する調査立案の受託、⑤講習会・展覧会・講演会等の開催、⑥機関誌『都市公論』の刊行、⑦図書の刊行であった。戦時下を反映して、敵機の空襲から都市を守る防空が主要な課題であった。広安は、本部事務局でいかなる業務に従事したかは定かではなく、就任の経緯は不明である。広安は、1年も満たないうちに次の職場に移る。

(4) 文部省の宗教課に採用される

広安は、1944（昭和19）年6月6日付けで、文部省教学局宗教課の嘱託となった。「宗教団体並ニ宗教結社調査ヲ委嘱」²⁵され、月給は85円であった。広安は、宗教団体にに基づき認可されたキリスト教系の団体と結社の調査を担当していたのである。同年11月21日には文部属に昇任した（図3参照）。

1945年8月に敗戦となり、GHQから強力な指導により、行政と宗教界をめぐる政教関係が激変した。その後、広安は職制変更により、文部属から文部事務官となる²⁶。占領下で文部省の宗教課は宗務課に名称を変えて、広安は調査業務に引き続き従事した。広安は精力的に著作活動を行い、新生日本の宗教界の復興を手助けしたのである。

1948年には、GHQ/SCAPの民間情報教育局宗教文化課（CIE）が作成した『日本の宗教』を「文部省宗教研究会」の名義で翻訳刊行したが、この時の翻訳責任者は広安

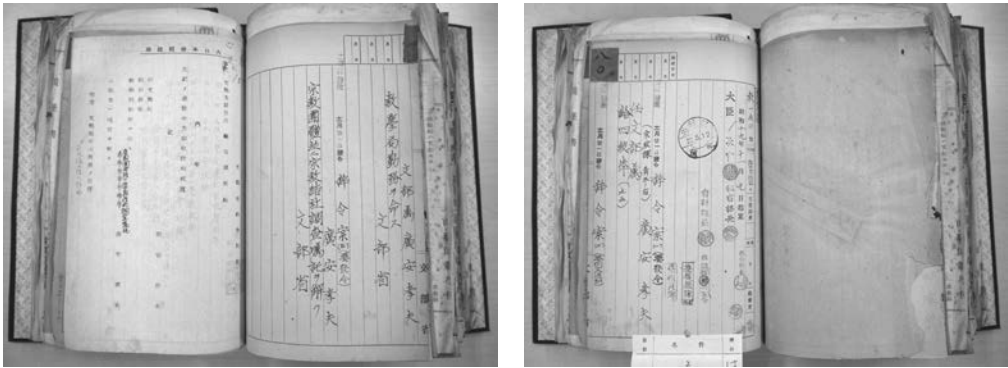


図3 広安孝夫の文部省での人事文書（1944年11月21日発令）。国立公文書館蔵（請求番号:昭59文部01590100）

であった²⁷。同年には、文部省宗務課長の福田繁の薦めで、米国教育会議が編集した『学校教育と宗教』を翻訳して基督教教育同盟会から刊行した²⁸。この際、GHQ側は、米国の宗教政策として指示を受けた日本政府が本書の内容を国民に強制している、との誤解を避けるため、日本政府及び関係機関が出版をしてはならないと注意をしていた。そのため、矢野貫城が総主事を務める、基督教教育同盟会から出版したのである。

1952年に、文部省宗務課の同僚らと『宗教辞典』を編集した。監修者は、神道学の河野省三、宗教学の椎尾弁匡と共に、恩師であるキリスト教学の菅田吉が名前を連ねた²⁹。1947年から1952年まで発行した雑誌『宗教時報』は、曹洞宗僧侶の小島禅法が代表を務める宗教時報社からの定期刊行物だが、創刊号には宗務課長の福田繁が巻頭言を寄せるなど、同課の関係者が複数の記事提供を行ったなど関係が多く、広安も寄稿している³⁰。

同じく1952年には、伝道師時代から手掛けていたバルトのドイツ語原本からの著作を翻訳し英訳書と対照して刊行したのが『死人の甦り』である（図4参照）³¹。米子での2年間の布教の最中に寸暇を惜しみ翻訳を続けたが、作業に際してはオーストリア人のカトリック神父メスネル（Joseph Messner）との会派を超えた友情と協力があったという³²。同書は日本キリスト教協議会（NCC）から発売されたが、発行名義の復活社は東京都中央区日本橋蠣殻町の中野医院内に下宿した自宅を住所として、発行者は恩師の菅田吉であった。この頃には、母校の立教大学で講義を持っていたという。

また財団法人新日本宗教団体連合会（略称・新宗連）事務局長の大石秀典には、森有礼が米国から本国政府に送付した英文の信教の自由に関する建白書について、翻訳と出版の必要性を説き、刊行に至った³³。

1957年には単著『嵐の中の教会——反神思想史小論』のほか、複数の翻訳書を手掛けている（図5参照）³⁴。

広安は、戦中から戦後にかけて労苦を重ねた人生だったのか、文部省に在職のまま、



図4 カール・バルト著、広安孝夫訳『死人の甦り』、1952年、表紙（左）



図5 広安孝夫『嵐の中の教会——反神思想史小論』、1957年、表紙（右）

1959年4月18日に脳出血で死去した³⁵。49歳を迎えた誕生日の翌日に、妻と幼子を残して、帰天したのである。なお、文部省宗務課でのキリスト教の調査担当の後任者は、宗教学者の井門富二夫が就き、1966年まで在職した。

4. 日本聖公会の日本基督教団への合同問題

(1) 宗教団体法と文部省の施策

広安孝夫の個人史において、戦中の重要事項である日本聖公会との関係について詳述したい。

日本聖公会は、戦争下に文部省からの指導で、対応に苦慮していた。宗教団体法が1940（昭和15）年4月に施行され、日本聖公会では日本基督教団への合同と非合同をめぐって内部対立が起きるのである。

同年6月12日に、文部省宗教局長の阿原謙蔵は、日本基督教連盟の代表と会談した。宗教団体法による団体認可の基準として、他宗教との関係から、教会数50以上、信徒数5000名以上の規模を内示して、キリスト教界に動揺が広がった³⁶。

日本聖公会では、1940年8月20日の同会教務院会議にて、外国からの人と経済の支援を謝絶して日本人の聖職者と信徒だけで教会運営を目指す、即時自給断交を決議した。これは外交関係が悪化した英米との関係を解消して、政府当局へ忠誠の態度を示すものであった。8月22日付けで、文部省宗教局は、日本聖公会に速やかな団体設立認可申請を求めることを通告してきた。しかし直ぐに方針を転換して、8月24日になり、キリスト教の新教合同の加入を勧奨してきたのである。10月1日の教務院会議で

は独立した教団として承認を受ける方針で決議した。

聖公会の執行部は、宗教団体法に基づく設立認可を得るべく、1941年3月26日に申請書を提出した。同年に、カトリックは5月3日に「日本天主教団」、プロテスト各派の合同教会である「日本基督教団」は11月24日に設立認可を受けたが、日本聖公会の設立認可が出ないままであった。

聖公会の執行部は、焦っていた。宗教団体法第32条が定める教会規則申請の法定期限が1942年3月末に迫っていたからである。遂に、同年2月6日の同会教務院会議では、聖公会所属の各個教会を教団に属せざる単立教会として、地方長官（道府県知事）に対して、それぞれで教会規則を申請することを決議したのである。この時、聖公会では組織の「解散」ではなく「解消」とした。結果として聖公会の全国約220教会のうち、3分の1が日本基督教団に加入するのである。

その後、聖公会であった単立教会のうち、一部の教会が従来までの主教がいる教区に準じた連絡を取り続けたことが非合法の宗教活動とされ、日本聖公会秘密結社事件として関係者が逮捕されるなど、戦時下には受難が続いた。

(2) 日本聖公会の伝道師を去る

日本聖公会神戸教区の場合、補佐主教の八代斌助は責任者として合同問題への対応を迫られた³⁷。八代は非合同の立場にあり、全国の非合同派の教会と聖職者に、指導的な役割を果たした。全国の聖公会を巻き込んだ分裂の苦難に、広安は進退を決めた。1942年3月20日付けで、教区作成のレポート「教務報告（神戸）」は、八代の名義で次のとおりに記録されている。

一、広安伝道師の辞任。私〔八代〕は昨日突如辞職の一般通知を受けましたが、教区に対して何等の相談のなかつた事を残念に存じます。全く同氏の為惜しむと同時に、その進退の手續きの個人主義的な態度を遺憾に存じます³⁸

この文書は、教区内への連絡のため配布されたものである。これによると3月19日に、八代は広安から辞職届を受理したことになる。注意すべきは、「突如辞職」とあるが、辞職に至るまで、広安と八代の間でさまざま相克があっただろうが、この文書から読み取れない。広安は信仰者として、聖公会の分裂に直面し、大きな葛藤の末に伝道師を辞職したと推察される。

広安は、聖公会で合同の立場であったゆえ、実現が不可能になったことを悟ると去ったのである。信仰は持ち続け、広安が東京時代に教籍を移した東京教区神田基督教会は、戦中は日本基督教団神田末広教会として合同していた。しかも司祭の福島国五郎は、広安と同じ広島出身であったという。なお神戸教区に隣接する大阪教区では全教会が合同に参加したのが、神戸教区では25教会のうち5教会が合同に参加し

た。

広安と八代の戦後を述べる。八代の長男欽一は、「終戦後、好人物の須貝〔とどむ〕主教が広安氏の神戸教区復帰を〔父の〕八代主教に進言していた」³⁹というが、役人生活を続ける道を選んだ。1953年4月に、東京三鷹に国際基督教大学（ICU）が開学した。米国の長老派教会が設立に関わったが、エキュメニカル（教会一致運動）の立場から超教派の運営を図るべく、聖公会からは八代が大学理事となった。広安遺族の証言によれば、八代は、「広安さんに足を向けて寝られない」⁴⁰と語っていたという。開学に際して、広安が如何なる関与をしたかは定かではないが、文部省の内部から何らかの助力をしたのであろう。

5. 国会における立正佼成会問題

(1) 波紋の経緯と国会での参考人質問

広安孝夫の個人史において、戦後の重要事項である立正佼成会との関係について詳述したい。東京杉並にある佼成会本部での建設用地の取得に際して、土地区画整理事業を担当した区画整理組合の役員に背任横領容疑があったとされる事案が、1956（昭和31）年1月に報道されたのである⁴¹。以降、『読売新聞』は土地問題の続報を伝えるとともに、信者側の証言を引き出し被害があったとされる記事を掲載して、集中的に批判キャンペーンを展開した。

これらの報道を受けて、同年、第24回国会の会期中における衆議院法務委員会で、立正佼成会による厳しい布教で人権侵害があったとして、日本社会党議員の猪俣浩三は激しく追及した。猪俣は、同年3月23日に法務委員会の議場で、初めて立正佼成会について取り上げて、議論は会期中の委員会で何度も審査され、9月25日の同会閉会中審査小委員会まで続いた。

6月1日に開かれた法務委員会では、参考人に小口偉一（東京大学助教授、宗教学者）、岡庭徳次郎（獣医）、大宅壮一（評論家）、菅井久右工門（警部補）、長沼基之（立正交成会理事長）、庭野鹿蔵（立正交成会会長、日敬）が召致された。庭野は、教団による布教の行き過ぎを認めつつ、宗教家として猪俣からの追及を真摯に対応した⁴²。

立正佼成会が加盟する新日本宗教団体連合会では、敗戦直後の新宗教の興隆に対する世間からの評価について、「教団側の言い分を完く聞かず、相手方の主張ばかりをとりあげたりする一般的な風潮があって、それが世間に新宗教の「布教の行き過ぎ」を誇大に印象づけていた点も多分にあったけれども、新宗教の布教のあり方そのものにも、けして問題がないわけではない」⁴³としている。新しい宗教団体の布教が拡大したのは、敗戦によりこれまで皇国の臣民としての拠り所が喪失して、それを埋める新たな価値観の希求があったからともいえよう。

(2) 国会での更なる追及

衆議院法務委員会では、1956年6月1日の審議に続いて、6月3日と9月11日にも立正佼成会について議論されたが、参考人はいなかった。3か月の時間が空いたのは、猪俣浩三の疑念が解消されず、更なる追及を行ったためであった。

6月までは、猪俣が執拗に立正佼成会を批判していたが、9月11日の閉会中審査小委員会では、その対象が広安に向かう⁴⁴。猪俣は、広安が立正佼成会と通じていたとして名指しで批判を行った。猪俣が信徒として所属する、東京教区インマヌエル教会の牧師である坂下内匠から、証言を引き出していたからである。坂下によれば、広安が坂下に電話を掛けてきて、猪俣を信徒から追放するよう申し入れたが、坂下が応じないため広安から面会に来たというが、真偽は不明である。

9月25日の法務委員会閉会審査小委員会に参考人として坂下が呼ばれたが、猪俣の側に立った証言を行った。猪俣は「今度私にとりましてこの文部事務官の行動は見のがすことのできないものである。……この人物はキリスト教の伝道者か何かやっておったことがあるそうだ。戦時中キリスト教に対する弾圧がひどくなる、身をかわして、どういつか知らぬが、文部省の役人となって入ったというようなことを聞いておる」⁴⁵と議場にて激昂していた。

雑誌『週刊新潮』は、この年に創刊して、現在に至るまで宗教関係の話題に大きな関心を示すメディアである。同誌は、見出し「「信仰告白」の波紋——法務委員会における猪俣発言」として、広安と猪俣をめぐる問題を伝えた。広安の人物像について、「文部省に入るまでは牧師をしていたという熱心なクリスチャン。役人には珍しく酒、タバコものまず、マージャンもしない。『求道者タイプで役人というよりは学者といった方がいい』人柄といわれる」⁴⁶と評す。

記事には、広安本人の言い分も掲載される。この頃、日本聖公会の懲戒規定が強化された。去る4月11日の法務委員会で、猪俣が立正佼成会副会長の長沼妙俊について、明確な根拠を示さず「宿の箱屋に酌婦となって身を沈め」⁴⁷などと発言したため、過去の職業について批判した態度は、前身で人を判断するというクリスチャンとして相応しくないと考えたという。イエス・キリストはそうした女性にこそ優しく手を差し伸べたことを考慮すると、猪俣は信徒として懲戒対象に当たるとはならないかと、広安がクリスチャンの仲間内の冗談として話していたという。

広安が坂下と会った際に、猪俣の評判を再三聞かれたので、広安が（記事によれば秘密の「信仰告白」として）、仲間内での上記の評判を伝えたのである。しかし坂下は、広安とその周辺による猪俣の人物評を、猪俣本人に伝えて広安の名刺も渡してしまったため、先の法務委員会での追及に至ったのである。注意すべきは、広安は猪俣を信徒としての懲戒を求めている点である。しかし猪俣は、自分が信徒追放対象であると誤解したのであった。

9月25日の委員会では、文部省調査局長の福田繁が出席した。広安から牧師の坂下に対して猪俣の信徒除名を求めたことはない旨を聞き取り、文部省と特定の宗教団体との癒着が無いことを、猪俣に説明したのである。

しかし猪俣の怒りは収まらなかった。議事録を見ると、猪俣による広安への執拗な批判は、感情的かつ非論理的な発言が続き、弁護士出身の議員の言動としては大きな違和感がある。広安が戦中に日本聖公会の伝道師を辞めて文部省の職員になったことを聞いたため、議員として冷静に議論すべきところ、情感と怒りが口に出たのだろうか。

(3) 財団法人日本聖公会東京教区維持財団をめぐる

実は、猪俣浩三が、感情的になったのは大きな理由がある。戦中の猪俣は日本聖公会の日本基督教団への合同に反対したが、聖公会が組織解消となった後も、猪俣は合同に抵抗を続けていたからである。

日本聖公会東京教区の財務を支えた財団法人日本聖公会東京教区維持財団の解散に際して、信徒にして法律に詳しい弁護士であることから、猪俣は清算人に指名された⁴⁸。宗教団体法以前の制度では、団体がそのままでは法人格が持てないため、財産の維持と管理のために、キリスト教のみならず、教派神道と仏教各派では民法に基づく維持財団を設立していた。

文部省からは、維持財団の解散手続きを強く指導されるが、猪俣は仕事の多忙や家族の疎開先に滞在などと、適当な理由を付けて何度も出頭に応じなかった。その後に東京は空襲で激しくなり、文部省では、いよいよ民法法人の事務対応に手が回らなくなった。結果として法人格は存続して、敗戦後は速やかに財団が復活できたという⁴⁹。

猪俣による国会での追及の背景は、戦後しばらく続いた戦争中の聖公会の旧合同派と旧非合同派のわだかまりに加えて、広安が聖公会の伝道師を辞職して文部省に入ったことから疑念を持つに至ったのではなかろうか。更に、猪俣による宗務行政への不信任感もあった。1953年には霊友会の宗教法人認証をめぐり、元文部省宗務課長が逮捕される収賄事件があったことも⁵⁰、猪俣による追及を加速させた原因であろう。

6. おわりに

以上のように広安孝夫の人生をたどり、二つの出来事について、その時代情勢を踏まえて述べてきた。広安の転機は、1944（昭和19）年であった。日本聖公会の伝道師の辞職から2年後に、文部省宗教課の嘱託に転じたこの年である。大日本帝国憲法下で制定された宗教団体法は、宗務行政を所管する文部省側が宗教団体の保護と監督を目的に宗教上の教義にも介入できる、極めて厳しい統制法であった。戦中の制度で抑

圧された宗教団体の側から、広安はいわば抑圧する政府の側へ身を移した。これは「転職」という、世俗的な生活環境の変化ではない。また「転向」という、思想的な心情の変化でもない。

広安にとっては「進転」であり、その動機は日本聖公会の合同問題にあったのである。宗教団体法下で文部省は、プロテスタントの各教団には日本基督教団への合同を指導したが、聖公会内部は合同派と非合同派に分裂した。最終的に、日本聖公会は組織を解消して、各個教会は日本基督教団下の教会となるか、さもなければ単立教会という、対応が二分した。

広安は、青年期に聖公会の洗礼を受けて、神学徒を目指すべく立教大学宗教学科と聖公会神学院に学んだという、熱心な信仰者であった。故に、戦争によって翻弄された聖公会の内部分裂に直面して、教団内が仲違いをする光景を目の当たりにし、多大な心痛を受けたことは想像に難くない。広安が、どのような熟考の末に伝道師を辞したのかは、自ら書き残しておらず、また子息達にも伝えられてなく、今となっては真意がわからない。ただ遺族によれば、賀川豊彦と懇意であったという⁵¹。教会外で活動した同志として相通じるものがあつたのだろう。

つまり日本聖公会の内部ではなく、外部から聖公会の分裂を打開すべく、宗務行政の中枢に転じて、策を打ち出そうとしたのではないか。伝道師の辞職後、地元福山での学校教師と内務省都市研究会を経て、その中枢である文部省宗教課に就職するのである。

1945年に敗戦を迎え、聖公会の分断の契機となった宗教団体法が廃止された。日本聖公会は、停止していた法憲法規を復活し、日本基督教団に加入していた自派教会の復帰を呼び掛けて組織の再建を進めたが、広安は聖公会の伝道師には戻らず、そのまま文部省での勤務を続けたのである。

戦後の聖公会神学院の同窓会誌における消息欄に、広安は心境を寄せている。他の同窓生の近況報告がやや長い中で、広安は短く短歌一首のみを寄せた。「なつかしき陵友たちに顔さえも／見せぬかすみがせきのやまかな」⁵²とある。東京池袋の台地に学舎があつた神学校時代の友人を思いつつも、聖公会の伝道師から離れた自らを「かすみ」に例えて、仕事を一生懸命に限界の「関の山」まで従事している様子を、文部省が所在した地名「霞が関」に重ね合わせたのだ。誇りをもって仕事に取り組みつつも、読売事件では、かつての日本聖公会での分断の余波で、非合同派だった国会議員から疑いを掛けられたことは、本人にとって大いに不本意であつたであろう。

宗教界から官界に転じた広安の存在は、激動の時代を両側で経験した稀有な人物として、近現代日本の宗教団体と政教関係を見る際に、示唆を与える貴重な存在である。

広安孝夫は、日本聖公会のことを案じ続けた、地上での生涯であつた。

附記 本論の執筆に際して、広安孝夫の御遺族、日本聖公会から管区事務所、神戸教区事務所（元常置委員・藤谷正一氏、主事・大東正人氏）、神戸教区福山諸聖徒教会（有木紘二氏）、東京教区神田キリスト教会、聖公会神学院、立教大学立教学院史資料センターより資料提供や助言等で多大なる協力を頂戴した。福山市文化振興課の手島智幸氏には情報提供を頂いた。本誌投稿に際しては、公益財団法人新日本宗教団体連合会の事務局長佐原透修氏より御紹介を下された。関係各位には、謹んで御礼を申し上げる。本論は、日本宗教学会第78回学術大会（2019年9月4日、帝京科学大学）での発表内容をもとにしているが、質疑応答で有益なコメントを頂いた各位にも謝意を表す。

注

- 1 広安孝夫『カトリック概説』、中央出版社、1952年、p.2。版元は、現在の宗教法人「カトリック聖パウロ修道会」内の出版部門サンパウロ。
- 2 松平惟太郎著、日本聖公会歴史編纂委員会編『日本聖公会百年史』、日本聖公会教務院文書局、1959年。塚田理『天皇制下のキリスト教——日本聖公会の戦いと苦難』、新教出版社、1981年。浦地洪一編『日本聖公会宣教150年の航跡』、日本聖公会管区事務所、2012年。
- 3 大江満「日本聖公会の教会合同問題——合同派の聖公会離反と立教首脳」、老川慶喜・前田一男編『ミッション・スクールと戦争——立教学院のディレンマ』、東信堂、2008年。大江満「第4章 聖公会」、キリスト教史学会編『戦時下のキリスト教——宗教団体法をめぐる』、教文館、2015年。大江満「立教大学と聖公会神学院の二重学籍問題」、江島尚俊・三浦周・松野智章編『戦時日本の大学と宗教』、大正大学総合佛教研究所叢書第31巻、シリーズ大学と宗教2、法藏館、2017年。
- 4 森東吾「文部省側から見た日本キリスト教団成立の事情」、『出会い——キリスト教と諸宗教』第9巻第1号、日本基督教協議会 NCC 宗教研究所、1986年。大江真道「戦時下の日本聖公会問題——森東吾を読んで」、前掲書『出会い』。
- 5 森岡清美「政教分離体制下における宗教弾圧——立正佼成会の「読売事件」について」、『日本常民文化紀要』第7号、成城大学文芸学部、1981年、p.56。後に、同『新宗教運動の展開過程——教団ライフサイクル論の視点から』、創文社、1989年、収録。
- 6 「文部省分課規程中改正」、『官報』第5044号、印刷局、1943年11月4日、p.111。
- 7 「文部省組織令（昭和27年8月30日政令第387号）」、『官報』号外第102号、大蔵省印刷局、1952年8月30日、p.6。
- 8 文部省教学局編『宗教事務職員録——昭和19年1月1日現在』、文部省教学局、

1944年、pp.2-4。

- 9 長谷恭男「文部省大臣官房宗務課」、日本歴史学会編『日本歴史』第584号、吉川弘文館、1997年、p.39。
- 10 西崎博吉編『文部省職員録——昭和33年11月1日現在』、日刊教育情報社、1955年、p.49。係名・役職は補訂した。
- 11 文部省の宗務行政に勤務したキリスト者は、本論で述べた広安孝夫のほか、宗務官を務めたプロテスタントの日本組合基督教会（現・日本基督教団）信者の相原一郎がいる。また宗教団体法下に文部省の担当者として、カトリック教会を指導したが、かえって感化を受け入信した西村徳次郎もいる（西村著、吉岡繁編『昭和キリスト教受難回想記』聖恵授産所、2009年）。日本聖公会信徒の植田謙太郎の履歴は興味深いので、後学のため訃報記事を紹介する。

「文部省宗教局囑託植田謙太郎氏は予て腎臓炎で臥床中のところ〔1938年7月〕二十一日午前六時五十分小石川高田老松町四五の自宅で逝去した。行年六十六歳。告別式は二十三日午後二時から三時まで小石川林町の諸聖徒教会〔現・日本聖公会東京教区東京諸聖徒教会〕で執行される。／氏は明治二十六年青森県属を振出しに明治三十八年内務省属に抜擢され、初めて宗教行政に従ひ、大正二年宗教行政が内務省から文部省に移管されると、もに文部省に転じ、今日に至るまで三十九年八ヶ月の長きに亙り斯の方面に努力し、就中宗教法案乃至宗教団体法案を通じ歴代局長を輔佐して、その達成に貢献せるが、未だその実現を見ずに逝けるは勿論、宗教局の生字引として、その豊富な知識経験は温厚勤勉な人格と相俟つて、一般からその訃を惜しまれてゐる」（「宗教局の生字引 植田囑託逝く」『教学新聞』第1733号、教学新聞社、1938年7月22日、p.3）。

- 12 日本聖公会では、ハイチャーチ（儀式と教義がカトリックに近い教会）からローチャーチ（教義がプロテスタントに近い教会）まで、多様な考え方を持つ人があるため、「伝道師の固有の職務について、神学的、本質的な議論を始めると收拾がつかなくなる恐れがある。日本聖公会の歴史の中では、実に数多くの伝道師が活躍したが、現在では殆ど存在しない。廃止してはどうかとの意見もあるが、そうすると、信徒が宣教伝道に有給で関われる奉仕職が失われてしまうので、信徒奉事者以外に公的な信徒奉仕職の場が設けられている」（飯田徳昭『司牧のよりどころに——日本聖公会法憲法規解説』、聖公会出版、1996年、p.53）という。
- 13 福山諸聖徒教会編『福山諸聖徒教会百年記念の栞』、福山諸聖徒教会、1980年。
- 14 日本聖公会神田基督教会編『日本聖公会神田基督教会復興落成記念』、日本聖公会神田基督教会、1963年。日本聖公会神田基督教会編『日本聖公会神田基督教会創立90周年記念』、日本聖公会神田基督教会、1967年。神田キリスト教会『光あふれて——神田キリスト教会礼拝堂聖別・聖公会神田ビル竣工記念』、神田キリスト教会、

- 1992年。
- 15 八代欽一『神戸聖ミカエル教会百年史物語』、神戸聖ミカエル教会、1981年。桑田優、平尾武之、山本祐策編『八代斌助の思想と行動を考える——日本聖公会神戸教区の成立と活動』、神戸国際大学経済文化研究所叢書9、ミネルヴァ書房、2006年。神戸教区宣教140年史編纂委員会編『日本聖公会神戸教区宣教140年史』、日本聖公会神戸教区、2017年。
 - 16 猪俣浩三『抵抗の系譜』、酒井書店、1964年、「12章 新興宗教の問題」。山下恒夫編『聞書き猪俣浩三自伝——一無産党弁護士の昭和史』、思想の科学社、1982年、「第7章 敗戦までのくさぐさ」における「聖公会解散の清算人」。東京聖三一教会編『東京聖三一教会 1889—1989』、日本聖公会東京教区東京聖三一教会、1989年。
 - 17 坂下内匠「松江基督教会伝道百年に思う」（日本聖公会松江基督教会編『日本聖公会松江基督教会百年史』同会、1986年）。河合玲子「坂下内匠司祭 会社勤めをしながら労働司祭のさきがけ」（神戸教区歴史編纂委員会編『聖職の姿——わたしの父』（〔日本聖公会〕神戸教区歴史編纂委員会、2001年）。
 - 18 広安の略歴については、日本聖公会神戸教区福山諸聖徒教会の信徒で、同教会の歴史を調査する有木紘二氏から、歴代教役者の関係者からヒアリングに基づく資料の提供を受けて、大いに参考とさせて頂いた。
 - 19 聖公会神学院史編纂委員会編『聖公会神学院100年記念誌』、聖公会神学院、2011年、p.33。前掲、大江満「立教大学と聖公会神学院の二重学籍問題」。
 - 20 広安孝夫「基督教倫理の或基本問題」、『神学研究』第31巻第5・6号、「教会合同問題特輯」、神学研究会、1940年。
 - 21 米子聖ニコラス教会編『主に栄光』、米子聖ニコラス教会、2009年。
 - 22 中島修編『陵友』第26号、聖公会神学院公友会、1941年、pp.20, 41。
 - 23 広安が、文部省に就職した際の人事資料に、履歴が記載されている。「判任官進退（教学局 広安孝夫）文部属に任ず、調査解嘱」（行政文書 文部省大臣官房総務課記録班分類文書旧分類文書第1、総務門は（職員進退）判任官進退、〔請求番号〕昭59文部01590100、〔件名番号〕059、〔保存場所〕本館、〔作成部局〕文部省大臣官房秘書課、〔年月日〕昭和19年11月21日、〔文書番号〕教第150号）。なお人事資料に「福山市立高等女学校」の教師との記載があるが、正しくは「福山市立実科高等女学校」である。同校は1948年に福山市立高等学校に吸収合併され、さらに1949年に県立高等学校への合併となり廃校となった。本件は福山市文化振興課の手島智幸氏から教示を頂いた。
 - 24 「都市研究会規則」、『都市計画』第26巻第8号、内務省内都市研究会、1943年、表紙裏。
 - 25 前掲、「判任官進退（教学局 広安孝夫）文部属に任ず、調査解嘱」。

- 26 「昇給 広安孝夫（文部省）外二名等」（行政文書 文部省大臣官房総務課記録班 分類文書旧分類文書第1 総務門は（職員進退）雇員傭人進退、[請求番号] 昭59文部02084100、[件名番号] 082、[保存場所] 本館、[作成部局] 文部省大臣官房秘書課、[年月日] 昭和25年1月6日）。
- 27 総司令部民間情報教育部宗教文化資料課編、文部省宗教研究会訳『日本の宗教』、国民教育普及会・大東出版社、1948年。翻訳責任者は広安孝夫、他の翻訳者は合田亀太郎、長谷恭男、楠正俊、渡辺椋雄、梅田義彦、荻野勉、会田規知正。
- 28 米国教育会議編、広安孝夫訳『学校教育と宗教』、基督教教育同盟会、1948年。
- 29 河野省三・椎尾弁匡・菅岡吉監修、宗教辞典編纂会編『宗教辞典』、堀書店、1951年。梅田義彦・岡田米夫・竹石耕美・広安孝夫の分担執筆。広安の没後に、増補版（1966年）が発行された。
- 30 広安が『宗教時報』（宗教時報社）に寄稿した論考は、次のとおり。「迷信は撲滅出来るか」、第2巻第2号、「特集 宗教と迷信」、1948年。「女教職の問題——女執事と婦人宣教師」、第3巻第2号、1949年。「モルモン教——新興教団めぐり」、第3巻第5号、1949年。「カトリック教会の現状」、第3巻第6号、1949年。他に行政関係雑誌の寄稿として、「学校における宗教教育の実体」、文部省調査局編『文部時報』第934号、帝国地方行政学会、1955年。
- 31 カール・バルト著、広安孝夫訳『死人の甦り』、復活社発行、NCC 文書事業部発売、1952年。
- 32 神父メスネルについては、カトリック広島司教区津和野カトリック教会の山根敏身主任司祭から教示を頂いた。
- 33 麦林植次郎『宗教と自由』、れいめいシリーズ第1号、宗教文化協会、1959年、には下記の論考を所収。広安孝夫「森有礼の信教自由論の現代的意義」、森有礼英文・広安訳「日本における信教の自由——建白書と宗教憲章草案」。
- 34 著書に、広安孝夫『嵐の中の教会——反神思想史小論』、ヨルダン社、1957年。訳書に、A. T. ピアソン著、広安孝夫訳『聖書の鍵』、国民教育普及会、1950年。E. F. アプタン著、広安孝夫・安藤菊蔵共訳『日日の教 聖書の学び方』、立春社、1953年。パウエル・エルプ著、広安孝夫訳『アルファとオメガ——終末論の研究』、日本メノナイト文書協会、1959年。
- 35 「連絡 宗務課職員の死亡について」、『宗務月報』昭和34年5月号、文部省調査局宗務課、1959年、[p.13]。
- 36 和田洋一監修、杉井六郎・太田雅夫編集、同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編者『特高資料による戦時下のキリスト教運動1』、新教出版社、1972年、p.304。典拠は『特高月報』1940年12月号、内務省警保局保安課。
- 37 前掲、『日本聖公会神戸教区宣教140年史』、pp.67-75。

- 38 八代斌助「教務報告（神戸）」、1942年3月20日付け、謄写版文書。日本聖公会神戸教区事務所蔵。
- 39 前掲、八代欽一『神戸聖ミカエル教会百年史物語』、「文部省と広安元伝道師」、p.74。
- 40 2019年6月14日、広安孝夫長男の広安義人氏への電話インタビューによる。
- 41 無署名「“立正佼成会”幹部を摘発／土地一万坪不法買占め／杉並、区画整理に第二組合作り」、『読売新聞』第28438号、読売新聞社、1956年1月25日、夕刊p.3。立正佼成会側からの記録は、教団史編纂委員会編『立正佼成会史』第1巻、佼成出版社、1983年、pp.187-215。
- 42 「第1類第3号 第24回国会衆議院法務委員会議事録 第40号」、衆議院事務局、1956年6月1日。
- 43 新宗連調査室編『戦後宗教回想録』、新宗教新聞社、1963年、p.173。
- 44 「第1類第3号附属の1 第24回国会衆議院法務委員会閉会中審査小委員会事録第3号」、衆議院事務局、1956年9月11日。
- 45 「第1類第3号附属の1 第24回国会衆議院法務委員会閉会中審査小委員会事録第5号」、衆議院事務局、1956年9月25日、pp.1-2。
- 46 無署名「「信仰告白」の波紋——法務委員会における猪俣発言」、『週刊新潮』第1巻第34号、新潮社、1956年10月1日、p.24。
- 47 前掲「第1類第3号 第24回国会衆議院法務委員会議事録 第23号」、衆議院事務局、1956年4月11日、p.2。
- 48 財団法人日本聖公会東京教区維持財団は、1925（大正14）年11月26日に設立登記され、事務所は東京芝の聖アンデレ主教座聖堂に所在した。
法人の目的及び事業は、「東京教区ノ伝道其他教務及同教区内ノ教会准教会ガ基督教ノ宣布並ニ儀式執行ノ為ニ要スル土地建物及其他ノ資産ヲ所有管理シ之ヲ処理スノ事業ノ種別左ノ如シ／一、同教区ノ宣布、出版、教務ニ要スル建物及敷地並ニ其他ノ設備／二、同教区所属教会准教会ノ設立／三、同教区所属牧師館ノ設置／四、同教区所属青年会婦人会日曜学校ノ設置」（文部省編『法人一覽』文部省、1943年、教宗p.7）。後に解散して、財産は宗教法人「日本聖公会東京教区」が継承した。
- 49 前掲、山下恒夫編『聞き書き猪俣浩三自伝——一無産党弁護士昭和史』、pp.289-293。原文は「財団法人」のみで正式名称の記載はないが、猪俣の立場から勘案して「財団法人日本聖公会東京教区維持財団」である。
- 50 無署名「文部省元宗務課長捕まる／霊友会の認証に収賄」、『読売新聞』第27646号、1953年11月21日、夕刊p.3。
- 51 2019年6月12日、広安孝夫次男の広安和人氏への電話インタビューによる。
- 52 田中慎吾編『陵友』第34号、聖公会神学院校友会、1958年、p.17。

正 誤 表

	誤	正
41 ページ 図 1	文部省調査局宗務課にて。後列左から 1 人目が河和田唯賢、後列右から 2 人目が広安孝夫。	文部省調査局宗務課にて。後列左から 1 人目が河和田唯賢、後列右から 1 人目が広安孝夫。